

高齢サポート（地域包括支援センター）事業を委託する法人の選定について

平成27年度から高齢サポート・深草南部の運営を委託する法人の募集を行った結果、7法人から応募がありました。

高齢者保健福祉計画ワーキンググループの5名の委員により、京都市高齢サポート選定基準に基づく書面評価、またプレゼンテーション及びヒアリング評価を実施するとともに、高齢者保健福祉計画ワーキングで審議を行った結果、社会福祉法人 京都老人福祉協会（以下「京都老人福祉協会」という。）が最上位となりましたので、当該結果について本推進協議会で協議を行い、最終案として決定することとします。

※京都老人福祉協会を除く6法人を得点順に法人A～Fとしています。

【配布資料】

- 別紙1：京都市高齢サポート委託法人募集要項
別紙2：京都市高齢サポート選定基準
別紙3：高齢サポート選定最終評価（案）

1 応募要件、状況等（別紙1参照）

（1）募集期間

平成26年11月26日～12月26日

（2）応募法人（7法人）

社会福祉法人 京都老人福祉協会

社会福祉法人 永山会

一般財団法人 仁風会

一般財団法人 京都労働災害被災者援護財団

公益社団法人 京都府柔道整復師会

医療法人社団 洛和会

医療法人 清水会（以上届出順）

※7法人すべてが応募資格を満たすことから、委託法人候補の選定対象としました。

2 評価実施状況

（1）評価委員

高齢者保健福祉計画ワーキンググループ委員の半数にあたる5名とし、高齢サポートとの連携による取組等を通じて高齢サポート業務に精通している委員を評価委員として選定いたしました。

（２）書面評価

①評価内容、方法

高齢サポート選定基準（別紙２参照）の項目について、７法人からの提出書類に基づき、２段階（１点：評価できる、０点：評価できない）又は３段階（２点：積極的に評価できる、１点：一定の評価ができる、０点：評価できない）で評価を行いました。

なお、各項目とも全評価委員の平均点により評価点としました。

（３）プレゼンテーション及びヒアリング評価

①評価対象法人

書面評価の結果に基づき、上位３法人（京都老人福祉協会、Ａ、Ｂ）を対象としました。

※別紙３の太枠部分

②評価項目

高齢サポートの運営方針や包括的支援事業の実施計画など、実際に高齢サポートの業務を実施するに当たっての方向性や具体性を中心に評価を行いました。

③評価方法

プレゼンテーション及びヒアリング評価終了後、書面評価での自己評価点を補正する方法で実施しました。

（４）最終評価（案）

高齢者保健福祉計画ワーキンググループにおいて、上記（１）～（３）に基づく評価結果を審議し、別紙３のとおり最終評価（案）として取りまとめました。

<評価結果の内容> ※詳細は別紙３参照

項目	内容
法人の基本理念等	京都老人福祉協会、法人Ａ、Ｂの３法人は施設運営実績等、財務状況の項目で、その他４法人と比べ高い評価となっています。 その中でも京都老人福祉協会、法人Ｂが最も高い評価となっています。
高齢サポート事業計画	京都老人福祉協会、法人Ａの２法人が、包括的支援事業の実施計画、地域・関係機関等との連携の項目を中心に高い評価となっています。 特に、京都老人福祉協会は受託希望理由、運営方針に関する取組等において高い評価となっています。

⇒ 京都老人福祉協会を選定候補法人とする。

3 今後の予定

時 期	内 容
2月下旬	京都市において選定候補法人を決定 応募申請者への結果通知，市長寿福祉課ホームページでの公表
4月1日	新たな法人と委託契約を締結，運営開始

京 都 市



高齢サポート（地域包括支援センター）

委 託 法 人 募 集 要 項

平成 2 6 年 1 1 月

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

1 募集内容

京都市が定める地域について、京都市から包括的支援事業の委託を受け、高齢サポート（地域包括支援センター）「以下、「高齢サポート」という。」を運営する法人を募集します。

2 委託業務の内容

○包括的支援事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号～第 5 号）

- ・ 総合相談・支援業務
- ・ 介護予防ケアマネジメント業務
- ・ 権利擁護業務
- ・ 包括的・継続的マネジメント業務

○単身高齢者世帯の居宅等訪問業務

○地域の関係機関の参画による地域ケア会議の実施

※ 介護保険法，京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例，京都市地域包括支援センター運営事業実施要綱等に基づく業務を行っていただきます。

※ 高齢サポートは本市の指定により，指定介護予防支援事業所（介護保険法第 115 条の 22）を設置し，事業を実施することになります。

3 委託期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 1 年間とし，契約は単年度ごとに締結します。

ただし，高齢サポート受託法人（以下，「受託法人」という）が運営する高齢サポートが業務開始後，委託業務が誠実に実施される見込がない場合，又は，正当な理由なく委託業務を中止した場合は，期間の満了前に契約を解除することがあります。

4 募集担当地域及び高齢サポート名等

（1）募集担当地域

京都市伏見区：藤ノ森，藤城学区

（2）高齢サポート名

京都市高齢サポート・深草南部

（3）平成 27 年 3 月末までの受託法人

社会福祉法人フジの会

（4）募集担当地域内の第 1 号被保険者数及び単身高齢者数（平成 26 年 10 月末）

第 1 号被保険者数：6，087 人

- 単身高齢者数：2,065人
- (5) 募集担当地域内の介護予防支援給付管理数（平成26年10月）
286件

5 応募資格

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 京都市内において主たる事務所を有すること。
- (2) 営利法人を除く社会福祉法人、医療法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人等の法人格を有すること。
- (3) 介護保険法第115条の22第2項の規定に該当しないものであること（指定介護予防支援事業者としての基準）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 次の6, 7で示す人員配置、設備等の要件を満たすこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第38条の8の規定を満たすこと。

6 人員配置（職員の職種等）

- (1) 次に掲げる資格を有する又はこれらに準ずる職員を各1名以上2名以下の合計4名、高齢サポート業務専任で常勤配置すること。

資格	左記の資格に準ずる者の条件
保健師	地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。 なお、准看護師は含まない。
社会福祉士	福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上、若しくは、介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
主任介護支援専門員	ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

- (2) (1)の資格を有する又はこれらに準ずる職員及び介護支援専門員のうち、いずれかから常勤専従換算で1名を配置すること。（体制強化職員）
- (3) 委託事業を統括する管理責任者として、センター長を置くこと。センター長は、指定介護予防支援事業所の管理者又は同一敷地内の他の事業部門

の常勤職員とする。

なお、指定介護予防支援事業の実施に伴う人員配置については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）及び京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の規定により必要な人員を配置するほか、本市の「地域包括支援センターにおける指定介護予防支援の担当件数に係る指針について」（別添）をご了知ください。

7 設備等の要件

- (1) 配置職員数に応じた執務室を確保すること。（概ね12㎡以上）

なお、高齢サポート専用の執務室を確保することが困難な場合で、やむを得ず他の事業所と執務室が同一になる場合は、遮へい物により執務室を隔てること。（遮へい物の高さは概ね150cm）

- (2) 相談室、会議室を設けること。（高齢サポート専用でなくても可）

専用電話、FAX、パソコン（最低1台は配備すること）を設置すること。

- (3) 建物の周辺、入口も含めて、高齢者に配慮した建物・設備であること。

高齢サポートを2階以上に設置する場合は、エレベーターを有する建物であること。（相談スペースを1階に設ける場合はなくても可）

- (4) 高齢サポートの看板を設置すること。

- (5) 事務連絡用メールアドレスを取得すること。高齢サポート専用が望ましいが困難な場合は法人等のメールアドレスでも可。（この場合、高齢サポートに迅速な情報伝達が可能な状態にすること）

- (6) 休日夜間の緊急時等における連絡受付体制を確保すること。

- (7) 本市と高齢サポートを専用のオンライン回線で結ぶ「高齢者包括支援ネットワークシステム」を本市の指示に従い設置すること。

8 設置場所

原則として担当区域内とします。また、地域住民にとって利用しやすい場所とします。

9 開所時間・休日

- (1) センターの標準開始時刻は午前9時、標準終了時刻は午後5時とします。

- (2) 休日については、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日とします。

10 運営に関する費用

年度ごとの高齢サポート運営に要する経費については、包括的支援事業に係る運営委託料のほか、指定介護予防支援事業に係る介護報酬等を充てることになります。

*運営委託料については、平成 27 年度予算が成立することを条件にするものです。

(参考 1) 平成 26 年度運営委託料

高齢サポート・深草南部は、専門 3 職種の 4 名体制 (※) の委託料、体制強化職員 1 名の委託料、介護予防普及啓発委託料、地域における見守り活動促進事業に係る協定書に基づく見守り活動対象者名簿の管理業務委託料が定額の委託料となっています。

また、介護予防事業ケアマネジメント事業 (二次予防対象者ケアプラン作成) 3 千円/1 件 (はんなりプラン (介護予防事業利用計画書)), 4.4 千円/1 件 (介護予防サービス・支援計画書) が実績払いとなっています。

※ 専門 3 職種の体制の考え方

担当区域内の第 1 号被保険者数が 3 千人以上 6 千人未満かつ単身高齢者世帯が 1,900 世帯以上のセンターについては 4 名体制としている。

< 委託料 (定額分) >

	委託料
専門 3 職種の職員 (4 名) ※	20,500 千円
体制強化職員 (1 名) ※	5,500 千円
介護予防普及啓発	300 千円
地域における見守り活動促進事業に係る協定書に基づく見守り活動対象者名簿の管理業務	50 千円
合計	26,350 千円

※事務費相当分 500 千円を含む。

(参考 2) 平成 25 年度収支状況

収入状況		支出状況	
委託料	25,916,000 円	人件費	30,246,652 円
		管理費	2,524,448 円
介護報酬	16,018,656 円	委託費	1,117,302 円
その他	144,399 円	その他	5,396,000 円
収入計	42,079,055 円	支出計	39,284,402 円

11 選定方法及び選定結果通知

- (1) 応募締切後，提出された書類の内容について京都市高齢サポート選定基準（別添）に基づき審査を行います。
- (2) 選定について，京都市地域包括支援センター運営協議会（京都市高齢者施策推進協議会）に諮り，協議いただいたうえで京都市が委託法人を決定します。（2月下旬予定）
- (3) 選定結果については，全ての応募申請者に文書で通知するとともに，本市長寿福祉課ホームページに公表します。

11 必要書類の提出

- (1) 提出期間
平成26年11月26日（水）～12月26日（金）【厳守】
- (2) 提出方法
持参又は郵送
 - * 持参の場合は午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）
 - * 郵送の場合は書留による。（当日消印有効）
- (3) 提出書類（各1部）
 - ア 京都市地域包括支援センター受託申請書（様式1）
 - ※申請書に押印する印鑑は，資料3「印鑑証明書」と対応するものとしてください。
 - イ 法人の概要（様式2）
 - ウ 代表者の履歴（様式任意）
 - エ 役員名簿（様式任意）
 - オ 申立書（様式3）
 - カ 法人の基本理念（様式4）
 - キ 法人運営実績（様式5）
 - ク 法人財政調書（様式6）
 - ケ 地域包括支援センター業務の受託希望理由等（様式7）
 - コ 地域包括支援センター設置計画（様式8）
 - サ 職員の採用・配置計画（様式9）
 - シ 職員の質の確保・定着について（様式10）
 - ス 地域包括支援センター事業の公正・中立な運営等（様式11）
 - セ 地域包括支援センター事業実施計画（様式12）
 - ソ ネットワーク（地域ケア会議等）の構築について（様式13）

※様式の枠に収まらない場合はページを追加していただいて結構です。

※各様式に関係する規程，マニュアル，資料等があれば添付してください。

<その他の必要書類> (各 1 部)

資料 1 定款又は寄附行為等

資料 2 登記事項証明書 (現在事項全部証明書)

※平成 26 年 11 月以降に発行されたもの

資料 3 印鑑証明書

※平成 26 年 11 月以降に発行されたもの

資料 4 納税証明書 (国税及び地方税)

※平成 26 年 11 月以降に発行された直近 1 年分の原本

※未納のないことの証明書。社会福祉法人等で、課税されていない場合は、提出する必要はありません。

資料 5 決算書 (24～25 年度)

※法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表

資料 6 経理規程

資料 7 就業規則

資料 8 組織図

資料 9 パンフレット等

※法人の沿革や事業概要を紹介するために対外的に発行しているパンフレット等がある場合

12 その他

(1) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

ア 質疑者の資格

本要項中「5 応募要件」を満たす者とします。

イ 質疑の方法

質疑の方法	受付期間及び受付場所等
質疑の要旨を簡潔に まとめ、電子メールで送 信してください。 (様式自由)	受付期間 平成 26 年 11 月 26 日 (水) ～ 12 月 5 日 (金) <u>※上記期間以外は、質問を受け付けません。</u>
	受付場所等 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 2 階 京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 電子メールアドレス cyoujyu@city.kyoto.jp

ウ 回答

回答は、平成26年12月8日（月）～12月12日（金）の間に、質疑回答書を質疑者全員に電子メールで送信します（着信確認の返信をすること）。質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

ただし、やむを得ない事情により回答の送信が遅れる場合は、質疑者全員に別途連絡します。

- （2）委託法人を選定するに当たり、提出書類に関する問い合わせ、追加書類の提出依頼やヒアリングを実施する場合があります。
- （3）応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- （4）委託業務内容は、制度や法令等の変更があった場合、変更する場合があります。
- （5）受託法人として選定された法人は、平成27年度当初から円滑に業務が実施できるよう、平成26年度中に業務の引継及び必要な準備行為を行うものとし、それに要する費用を負担します。
- （6）選定から契約までの間に高齢サポートに関する業務を委託することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、高齢サポートの業務を委託しない場合があります。

この場合、当高齢サポートに係る業務及び準備のため支出した費用等については補償しません。

<関係資料>

- 1 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（別添）
- 2 京都市地域包括支援センター運営事業実施要綱（別添）
- 3 地域包括支援センターにおける指定介護予防支援の担当件数に係る指針について（別添）
- 4 京都市高齢サポート選定基準（別添）
- 5 地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/tp0313-1.html>
- 6 地域包括支援センター業務マニュアル 2012（一般財団法人長寿社会開発センター）
<http://www.nenrin.or.jp/regional/manual.html>
- 7 地域ケア会議運営マニュアル（一般財団法人長寿社会開発センター）
<http://www.nenrin.or.jp/regional/manual.html>

【提出先及び問い合わせ先】

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課（担当：藤田，森井）

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1

井門明治安田生命ビル2階

電 話 ： 0 7 5 - 2 5 1 - 1 1 0 6

F A X ： 0 7 5 - 2 5 1 - 1 1 1 4

E-mail ： cyoujyu@city.kyoto.jp

京都市地域包括支援センター受託申請書

平成 2 6 年 月 日

(あて先) 京都市長

平成 26 年 11 月 26 日付けで募集のあった京都市地域包括支援センター業務の受託を申請します。

ふりがな

法人名

法人所在地

代表者職・氏名

印

電話番号 —

ホームページアドレス

(申請法人の連絡先)

申請法人の連絡先として、当方からの事務的な連絡に対応可能な方を 2 名まで記入してください。

連 絡 先	ふりがな	1	
	担当者名	2	
	所属（施設名等）	1	
	・役職名	2	
	勤務する事務所等 の所在地	1 〒	
		2 〒	
	電話等	1 TEL	FAX
		2 TEL	FAX
	E-mail	1	
		2	

法人の概要			
法人名	ふりがな	代表者氏名	
主たる事務 所の所在地			
設立年月日	年 月 日	従業員数 平成 2 6 年 月現在	人
法人の沿革 及び 実施事業等			
関連法人・ 機関			

京都市長 様

所在地

法人名

代表者氏名

印

申立書

法人名

() は、

次に掲げる事項について満たしていることを申し立てます。

- 1 当法人は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項各号の規程に該当しません。
- 2 当法人は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に規定する者に該当しません。
- 3 当法人は、次に掲げるものを滞納していません。
(1) 法人税 (2) 消費税及び地方消費税 (3) 地方税
- 4 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例第 38 条の 8 の規定を満たしています。

法人の基本理念

法人運営実績
貴法人の運営実績を、地域包括支援センターその他高齢者福祉に関するものを中心に記載してください。

法人財政調書			
平成24年度及び平成25年度の決算書類から、指定の数値を下表に記入してください。			
事業活動収支計算書		平成 24 年度	平成 25 年度
①	事業活動収入	円	円
②	事業活動支出	円	円
③	事業活動収支差額	円	円
④	当期活動収支差額	円	円
⑤	次期繰越活動収支差額	円	円
貸借対照表		平成 24 年度	平成 25 年度
①	純資産（又は資本）	円	円
②	負債	円	円
③	①／（①＋②）	%	%
④	流動資産	円	円
⑤	（流動資産の内）現金預金	円	円
⑥	流動負債	円	円
⑦	④／⑥	%	%
※ ③⑦は小数点第 2 位を四捨五入			

地域包括支援センター業務の受託希望理由
地域包括支援センター業務の運営方針

地域包括支援センター設置計画		
住 所 地	京都市	
	施設内 ・ 敷地内 ・ 新設 (○で囲む。)	
確保状況		
<設置形態>		
執 務 室	単独 ・ 共用	共用業務種別 ()
	階 m ² (他事業部分を除く)	
相 談 室	単独 ・ 共用	階 m ²
会 議 室	単独 ・ 共用	階 m ²
<執務室の平面図>		

※ 執務室の平面図については別紙添付可

職員の採用・配置計画				
保健師等	現在確保している場合	☐ 保健師 ☐ 経験のある看護師		
		生年月日	年 月 日	男 ・ 女
		職 歴		
		職務に関連する資格		
	現在確保していない場合	☐ 今後、法人内で確保の見込み ☐ 今後、採用の見込み (確保予定時期 年 月 日)		
保健師等 * 2名配置する場合のみ使用	現在確保している場合	☐ 保健師 ☐ 経験のある看護師		
		生年月日	年 月 日	男 ・ 女
		職 歴		
		職務に関連する資格		
	現在確保していない場合	☐ 今後、法人内で確保の見込み ☐ 今後、採用の見込み (確保予定時期 年 月 日)		

※ ☐ には、レ印を記入してください。

職員の採用・配置計画				
社会福祉士	現在確保している場合	☐ 社会福祉士 ☐ 社会福祉士に準ずる者		
		生年月日	年 月 日	男 ・ 女
		職 歴		
		職務に関連する資格		
	現在確保していない場合	☐ 今後、法人内で確保の見込み ☐ 今後、採用の見込み (確保予定時期 年 月 日)		
社会福祉士 * 2名配置する場合のみ使用	現在確保している場合	☐ 社会福祉士 ☐ 社会福祉士に準ずる者		
		生年月日	年 月 日	男 ・ 女
		職 歴		
		職務に関連する資格		
	現在確保していない場合	☐ 今後、法人内で確保の見込み ☐ 今後、採用の見込み (確保予定時期 年 月 日)		

※ ☐ には、レ印を記入してください。

職員の採用・配置計画				
主任介護支援 専門員	現在確保して いる場合	☐ 主任介護支援専門員 ☐ 主任介護支援専門員に準ずる者		
		生年月日	年 月 日	男 ・ 女
		職 歴		
		職務に関連 する資格		
	現在確保して いない場合	☐ 今後、法人内で確保の見込み ☐ 今後、採用の見込み (確保予定時期 年 月 日)		
主任介護支援 専門員 * 2名配置する 場合のみ使用	現在確保して いる場合	☐ 主任介護支援専門員 ☐ 主任介護支援専門員に準ずる者		
		生年月日	年 月 日	男 ・ 女
		職 歴		
		職務に関連 する資格		
	現在確保して いない場合	☐ 今後、法人内で確保の見込み ☐ 今後、採用の見込み (確保予定時期 年 月 日)		

※ ☐には、レ印を記入してください。

職員の採用・配置計画				
体制強化職員	現在確保している場合	資 格	☐ 保健師 ☐ 経験のある看護師 ☐ 社会福祉士 ☐ 社会福祉士に準ずる者 ☐ 主任介護支援専門員 ☐ 主任介護支援専門員に準ずる者 ☐ 介護支援専門員	
		勤務形態	常勤専従換算（ ）※	
		生年月日	年 月 日	男 ・ 女
		職 歴		
	職務に関連する資格			
	現在確保していない場合	☐ 今後、法人内で確保の見込み ☐ 今後、採用の見込み （確保予定時期 年 月 日）		
体制強化職員 ※複数の職員を配置し、常勤専従換算で1人以上を配置する場合のみ使用	現在確保している場合	資 格	☐ 保健師 ☐ 経験のある看護師 ☐ 社会福祉士 ☐ 社会福祉士に準ずる者 ☐ 主任介護支援専門員 ☐ 主任介護支援専門員に準ずる者 ☐ 介護支援専門員	
		勤務形態	常勤専従換算（ ）※	
		生年月日	年 月 日	男 ・ 女
		職 歴		
	職務に関連する資格			
	現在確保していない場合	☐ 今後、法人内で確保の見込み ☐ 今後、採用の見込み （確保予定時期 年 月 日）		

※ ☐ には、レ印を記入してください。

※ 体制強化職員は常勤専従換算で1人以上を配置すること。（複数の職員を配置し、常勤専従換算で1人以上を満たす場合も可能）

なお、（ ）には1週間当たりの通常の勤務時間の総数を常勤専従職員の1週間当たりの通常の勤務時間で除して得た数を記入してください。

職員の質の確保・定着について
1 業務に関連する研修について
(1) これまでの取組
(2) 受託後の予定
2 その他の研修について（接遇・コンプライアンス・人権研修等）
(1) これまでの取組
(2) 受託後の予定
3 職員の定着等に関する取組
(1) これまでの取組
(2) 受託後の予定

地域包括支援センター事業の公正・中立な運営に向けた考え方・方策

地域包括支援センター事業と他のサービス事業との区分についての考え方・方策

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
(5) 単身高齢者世帯の居宅等訪問業務	
2	3 職種の連携・サポート体制
3	緊急時の連絡体制（休日・夜間）

審 査 項 目				配 点	
法人の 基本理念等	基本理念			5	
	運営実績	施設運営実績等	高齢サポート運営実績	8	16
			その他の社会福祉施設等の運営実績	8	
	財務状況	財政基盤	収支状況	3	12
			基本財産等保有状況	3	
			償還財源の安定的確保	3	
			適正な経費執行体制	3	
高 齢 サ ポ ー ト 事 業 計 画	受託希望理由	受託意欲		10	
	運営方針			10	
	設置計画	設置場所	担当区域内への設置	5	10
			地域住民の利便性の配慮	5	
		執務スペースの確保		5	
		相談スペースの確保		5	
	職員の確保	職員確保の状況	保健師等	10	45
			社会福祉士	10	
			主任介護支援専門員	10	
			4人目(専門3職種)	10	
			体制強化職員(単身高齢者世帯の居宅等訪問業務)	5	
		職員の業務経験等	保健師等	3	12
			社会福祉士	3	
			主任介護支援専門員	3	
			体制強化職員(単身高齢者世帯の居宅等訪問業務)	3	
		職員の資質向上、 定着に関する取組	職員研修の実施計画等		10
	公正・中立・独立 性の高い事業運 営の確保	事業運営の公正・中立性		5	
		事業運営の独立性		5	
	包括的支援事業 の実施計画	計画内容	総合相談・支援業務	5	25
			介護予防ケアマネジメント業務	5	
			権利擁護業務	5	
			包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	5	
			単身高齢者世帯の居宅等訪問業務	5	
		高齢サポート職員の連携・サポート体制		10	
	緊急時の連絡体制(休日・夜間)			5	
	地域・関係機関等との連携			10	
	合 計 (最 高 点)				200

別紙3

–32–